（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二十八条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第七条第一項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第二十九条　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条中「。以下この条において「施行法」という。」を削り、同条第一号中「長期組合員（施行法第二条第六号に規定する長期組合員」を「第二号厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者」に、「標準報酬の月額（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額」を「標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額」に、「長期組合員の標準期末手当等の額（同法第四十二条の二第一項に規定する標準期末手当等の額」を「第二号厚生年金被保険者の標準賞与額（同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額」に改め、同条第二号中「において」を「の規定により」に、「長期組合員」を「第二号厚生年金被保険者」に、「標準報酬の月額」を「標準報酬月額」に、「標準期末手当等の額」を「標準賞与額」に改める。

第三十条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号を次のように改める。

四　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

第一条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

第一条第五号を次のように改める。

五　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

第一条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第一条第六号を次のように改める。

六　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

第六条第四号を次のように改める。

四　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付（第一条第四号に掲げる給付を除く。）

第六条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金及び遺族共済年金

第六条第五号を次のように改める。

五　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付（第一条第五号に掲げる給付を除く。）

第六条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金及び遺族共済年金

第六条第六号を次のように改める。

六　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付（第一条第六号に掲げる給付を除く。）

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第三十一条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び第四項」を「から第七項まで」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第三十二条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定の適用）」に改め、同条中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。

（日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第三十三条　日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第四条の二」を「第四条の二の十六」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三十四条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次項及び附則第三条において」を「以下」に、「同項」を「次項」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用）

第四条の二　法第七条第一項後段に定めるもののほか、同項前段の場合においては、保険給付遅延特別加算金を厚生年金保険法による保険給付とみなして、同法第八十四条の三に規定する交付金に関する規定及び同法第八十四条の五第一項に規定する拠出金に関する規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）を適用する。

2　前項の場合における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百二十条第二項第六号の規定の適用については、同号中「第八十四条の五第一項」とあるのは、「第八十四条の五第一項（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）第四条の二第一項において適用する場合を含む。）」とする。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第三十五条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。次条第一項第二号及び第十条において同じ。）のうち」に改める。